(1)特例の概要

①尾張旭市に所在する中小事業者等が、②適用期間内に、市から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき、③一定の設備を新規取得した場合、新規取得設備に係る固定資産税の課税標準が3年間にわたってゼロに軽減されます。

① 中小事業者等とは?

条文:地方税法附則第15条第47項(固定資産税等の課税標準の特例)

- ・資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人
- ・資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

ただし、次の法人は、たとえ資本金が1億円以下でも中小企業者とはなりません。

- ①同一の大規模法人(資本金もしくは出資金の額が1億円超の法人又は資本金もしくは出資金を有しない 法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人)から2分の1以上の出資を受ける法人
- ② 2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

② 適用期間とは?

「生産性向上特別措置法」の施行日から令和4年度末までの期間(2年間延長)

③ 一定の設備とは?

<先端設備等の要件>

下の表の対象設備のうち、以下の2つの要件を満たすもの

・要件①:一定期間内に販売されたモデル

(最新モデルである必要はありません。中古資産は対象外です。)

・要件②:生産性の向上に資するものの指標(生産効率、エネルギー効率、精度など)が

旧モデルと比較して年平均1%以上向上している設備

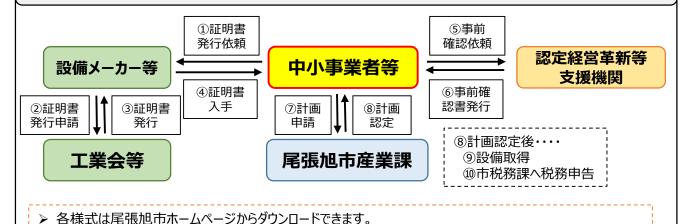
※要件①、②について、工業会等から証明書を取得する必要があります。

証明書取得から税制の適用を受けるまでの流れについては次ページを参照。

<対象設備>※償却資産として課税されるものに限る。

設備の種類	用途又は細目	最低価額 1台1基等の 取得価額	販売開始時 期	その他
機械装置	全て	160万円以上	10年以内	※事業用家屋については、取得価額の合計が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの
工具	測定工具及び検査 工具	3 0万円以上	5年以内	
器具備品	全て	30万円以上	6年以内	
建物附属設備	全て	60万円以上	14年以内	
構築物	塀、看板(広告塔、 受変電設備など)	120万円以上	14年以内	

(2) 設備を新規取得する場合

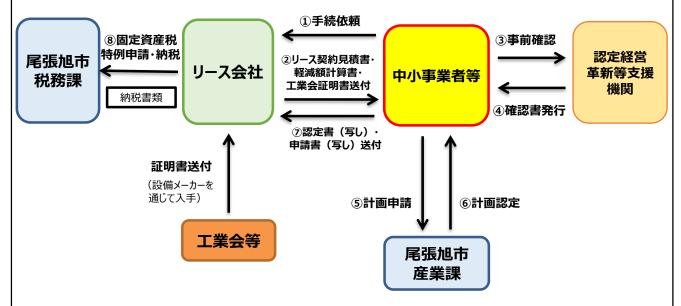


- ① 中小事業者等は、「先端設備等導入計画」の作成に際して固定資産税の特例を活用する意向がある場合には、当該設備を生産した機器メーカー等(以下「設備メーカー」)に証明書の発行を依頼してください。 (中小企業経営強化税制と同じ証明書(1枚)で適用できます。)
- ※②~③は設備メーカー等と工業会等とのやりとりです。
- ② 依頼を受けた設備メーカー等は、証明書(様式1)及びチェックシート(様式2)に必要事項を記入の上、当該設備を担当する工業会等の確認を受けてください。
 - (注)設備の種類ごとに担当する工業会等を定めております。詳しくは中小企業庁ホームページをご参照ください。 http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/
- ③ 工業会等は、証明書及びチェックシートの記入内容を確認の上、設備メーカー等に証明書を発行して ください。
- ④ 工業会等から証明書の発行を受けた設備メーカー等は、依頼があった設備ユーザーに証明書を転送してください。
- ⑤・⑥ 認定経営革新等支援機関(商工会、金融機関等)において、「先端設備等導入計画」の内容 (直接当該事業の用に供する設備の導入によって労働生産性が年平均3%以上向上するか)を 確認し、確認書を発行。
- ⑦・⑧ 中小事業者等は、計画申請書及びその写しとともに④の工業会証明書の写し、⑥の経営革新等支援機関の事前確認書を添付して、市産業課に計画申請します。市は、内容を確認し、適正と認められた場合は認定書等を交付します。
- ⑨・⑩ 認定を受けた先端設備等導入計画に基づき取得した先端設備等については、税法上の要件を満た す場合には、税務申告において税制上の優遇措置の適用を受けることができます。

税務申告に際しては、納税書類に④の工業会証明書の写し、⑦認定を受けた計画の写し、⑧認定書の写しを添付してください。

(注) 本手続きを行っていただいた場合でも、税務の要件(取得価額や中古資産でない等)を満たさないときは、税制の適用が受けられません。

- (3) 所有権移転外リースの場合(設備の利用者と固定資産税の負担者が異なる場合)
- ※ 所有権移転リースであって、リース会社が固定資産税を負担する場合も該当します。

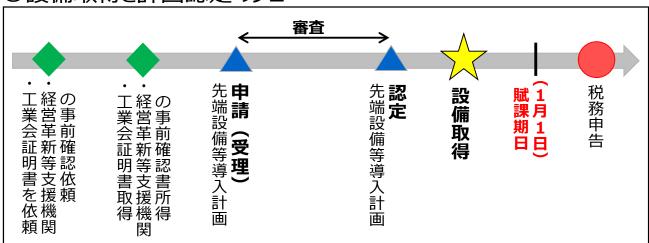


- 固定資産税を負担するリース会社が特例を利用し、その軽減分をリース料から減額することで中小事業者に還元する仕組みです。
- 工業会証明書のほか、リース契約見積書、(公社)リース事業協会が確認した 軽減額計算書が必要になりますので、詳しくはリース会社にご相談ください。
- ① 中小事業者等は、設備を決定し、リース会社に手続きを依頼します。
- ② リース会社は、リース契約見積書・(公社)リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書・工業会証明書を中小事業者等に送付します。
- ③・④ 認定経営革新等支援機関(商工会、金融機関等)において、「先端設備等導入計画」の内容(直接当該事業の用に供する設備の導入によって労働生産性が年平均3%以上向上するか)を確認し、確認書を発行。
- ⑤ 先端設備等の種類を記載した計画申請書とその写しとともに、②のリース会社から入手した書類 (リース契約見積書、軽減額計算書)の写し、工業会証明書の写し及び④の経営革新等支援 機関の事前確認書を添付して、市産業課に計画申請します。
 - ※リース会社から入手した書類については、中小事業者等が保管してください。
- ⑥ 市は、認定書を設備ユーザーに交付します。
- ⑦ 中小事業者等はリース会社に計画認定書の写しと計画申請書の写しを送付します。
- ⑧ リース会社が納税手続を行います。
- (注) 本手続きを行った場合でも、税務の要件(取得価額や中古資産でない等)を満たさない場合は、 固定資産税の特例が受けられません。

(4) 設備の取得時期

先端設備等については、以下のとおり、「先端設備等導入計画」の認定後に取得することが【必須】です。中小企業等経営強化法における「経営力向上計画」のように、設備取得後に計画申請を認める特例はありません。

○設備取得と計画認定のフロー



【例外】工業会証明書が申請までに間に合わない場合

固定資産税の特例を利用するためには、工業会証明書が必要となります。

設備取得前までに「先端設備等導入計画」の認定を取ることが必須となりますが、「先端設備等導入計画」の申請・認定前までに、工業会の証明書が取得できなった場合でも、認定後から賦課期日(1月1日)までに、様式第4による誓約書及び工業会証明書を追加提出することで3年間特例を受けることが可能です(計画変更により設備を追加する場合も同様です)。

※税務申告に際しては、納税書類に、工業会証明書の写し、認定を受けた計画の写し、認定書の写しを添付してください。

